

# 羽生市立村君小学校いじめ防止基本方針

令和5年6月7日改定

はじめに

本校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、児童一人一人が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう以下の基本姿勢で取り組んでいく。

- ①「いじめは絶対に許されない」という認識を持ちます。
- ②「全職員がクラス担任」と考え、児童一人一人を全職員が見守ります。
- ③学校が一丸となって、組織的に対応します。
- ④児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ⑤児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を築きます。
- ⑥いじめの早期発見、早期対応に努めます。
- ⑦いじめの問題について、国の法をもとに、保護者、地域、関係機関と連携を深めます。

## 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。本校の少人数という点を生かし、教師が児童個々に合わせて教育活動に取り組むことで、学習面では児童への基礎・基本の定着を図り、特別活動では個々に合わせて活躍できる機会を多く持つよう工夫する。また、自分も大切他者も大切という「人権感覚」の育成に取り組む。これにより児童の学校生活における達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

#### (1)縦割り班での異学年交流の充実

異学年の班でハイキングや縦割り活動を行い、相手を思いやる心を育てる。

#### (2)道徳教育の充実

道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、年間カリキュラムをもとに計画的に取り組む。

#### (3)多様な体験活動

学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科において、本校の特色を生かした体験活動を通し、友だちや地域との繋がり、命の大切さを実感できる心を育む。

#### (4)メディアリテラシー教育を通して

##### ○「携帯、インターネット安全教室」の実施

児童の情報活用能力を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

### 3 いじめの早期発見に向けての取組

#### (1)「全職員がクラス担任」の意識のもとでの、児童一人一人の見守り

「いじめはどここの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、ささいな変化も見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

#### (2)生徒指導委員会等での報告

様子がおかしいと感じた児童について、生徒指導委員会等の場にて報告する。気付いた点を共有し、大勢の目で該当児童を見守る。

#### (3)「学校生活に関するアンケート」の実施

年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。またアンケート結果をもとに個別に面談を行い、児童理解を図る。

#### (4)地域からの情報収集

民生委員やスクールガードリーダー、学校運営協議会委員等から地域での児童の様子を知らせてもらい、校外でのいじめ把握にも努める。

### 4 いじめの早期解決に向けての取組

#### (1)全職員が一致団結して問題の解決にあたる

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全確保を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然として態度で指導に

あたる。

- ③ 傍観の立場にいる児童に対しても、いじめと同様であることを指導する。
- ④ 関係機関と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図る。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携する。

- ① 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での児童の様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ② 児童が学校や家庭に話せない場合は、「いのちの電話」等、第三者機関の利用も検討する。

## 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(2) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

## 6 重大事態への対応

「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命、心身に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

(3) 調査結果の提供、児童等及びその保護者への説明

いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査の進捗状況及び調査結果についていじめを受けた児童等やその保護者に説明する。

\* 重大事態とは

- ① 「生命、心身に重大な被害が生じた疑い」
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を被った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・年間30日を目安とする。
  - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。